

改 正	現 行																														
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>																														
<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 用語の意味</p> <p>本指針において使用される用語の意味は次のとおりとする。</p> <p>(1) 「<u>管制機関等</u>」とは、<u>「滑走路の安全確保に関する指針」(令和7年国土交通省告示第1028号)に規定する管制機関等及び飛行援助用航空局をいう。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 「<u>航空機走行区域等</u>」とは、<u>航空機走行区域その他の管制機関等から許可を受けて航空機、車両及び人が進入する区域として空港管理者が定める区域をいう。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(削る)</p>	<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 用語の意味</p> <p>本指針において使用される用語の意味は次のとおりとする。</p> <p>(1) 「<u>管制機関等</u>」とは、<u>管制業務を行う機関、航空交通情報の提供に関する業務を行う機関及び飛行援助用航空局をいう。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 「<u>航空機走行区域等</u>」とは、<u>航空機走行区域及びエプロンのうち管制機関等の許可を受けて進入を行う区域として空港管理者が定める区域をいう。</u></p> <p><u>(5) 「制限区域」とは、空港における安全と秩序を維持することを目的として、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロンその他空港管理者が空港ごとに立入りを制限するために定める区域をいう。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 「グラウンドハンドリング」とは、貨物及び手荷物の受取及び保管、航空機に係る積載及び重量配分の管理、積載物の積込及び取卸、旅客の安全な乗降の確保、航空機の燃料の補給、航空機の雪氷の防除、航空機の地上走行の支援その他空港内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業をいう。</u></p>																														
<p>第2章 制限区域立入及び車両使用の取扱い</p>	<p>第2章 制限区域立入及び車両使用の取扱い</p>																														
<p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 立入りの取扱い</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 航空機走行区域等へ立ち入る場合の措置</p> <p>a 空港管理者は、<u>航空機走行区域等(閉鎖されている区域を除く。)</u>へ立ち入ろうとする者に対して、<u>管制機関等の許可を受けて立ち入らせ、当該区域内では常時当該管制機関等と直接通信を維持しその指示に従わせ、閉鎖されている航空機走行区域等へ立ち入る場合には、空港管理者が定める方法に従わせること。</u></p> <p>なお、空港管理者は、<u>管制機関等及び航空機走行区域等へ立ち入ろうとする者と調整の上、常時管制機関等と直接通信を維持するための手段を確保するとともに、航空機走行区域等への立入り方法、管制機関等との連絡方法や通信手段に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整し定めておくこととし、航空機走行区域等を閉鎖し、又はその閉鎖を解除する場合は、管制機関等及び当該閉鎖区域へ立ち入ろうとする者に閉鎖及びその解除に関する情報を通知すること。</u></p> <p>また、<u>飛行場管制業務を行う機関が行う次の指向信号灯による指示に注意し、これに従わせること。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>緑色の不動光</td> <td>→</td> <td>横断(又は進行)支障なし</td> </tr> <tr> <td>赤色の不動光</td> <td>→</td> <td>停止(又は待機)せよ</td> </tr> <tr> <td>赤色の閃光</td> <td>→</td> <td>滑走路又は誘導路の外へ出よ</td> </tr> <tr> <td>白色の閃光</td> <td>→</td> <td>空港の出発点に帰れ</td> </tr> <tr> <td>緑色と赤色の交互閃光</td> <td>→</td> <td>注意せよ</td> </tr> </table> <p>b (略)</p> <p>4. 車両使用の取扱い</p> <p>(1) 申請及び承認</p> <p>空港管理者は、<u>制限区域における車両使用の承認を受けようとする者から、車名、型式(年式)、使用期間、使用区域、使用目的その他必要となる事項を記載した制限区域内車両使用承認申請書(様式4)に、次に掲げる書類を添付させ、申請させることとし、審査の結果支障がない場合は、制限区域内車両使用承認証(以下「車両承認証」という。)(様式5)を交付すること。</u></p> <p><u>また、青色閃光灯又は黄色閃光灯を装備する車両又は規則第92条第16号に規定する装置を装備する車両にあっては、制限区域における車両使用の承認の申請に先立ち、当該承認を受けようとする者から、当該装置に係る関係機関に対して申請や調整を行わせること。</u></p> <p>なお、<u>車両を使用する期間が24時間未満の場合には、車両承認証として標識旗(様式6)又は空港管理者が定めた様式の承認証を交付することができる。</u></p>	緑色の不動光	→	横断(又は進行)支障なし	赤色の不動光	→	停止(又は待機)せよ	赤色の閃光	→	滑走路又は誘導路の外へ出よ	白色の閃光	→	空港の出発点に帰れ	緑色と赤色の交互閃光	→	注意せよ	<p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 立入りの取扱い</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 航空機走行区域等へ立ち入る場合の措置</p> <p>a 空港管理者は、<u>航空機走行区域等へ立ち入ろうとする者に対して、ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、管制機関等の許可を受けて立ち入らせ、当該区域内では常時当該管制機関等と直接通信を維持しその指示に従わせること。</u></p> <p>なお、<u>空港管理者は、管制機関等及び航空機走行区域等へ立ち入ろうとする者と調整の上、常時管制機関等と直接通信を維持するための手段を確保するとともに、管制機関等との連絡方法や通信手段に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整しておくこと。</u></p> <p>また、<u>飛行場管制所が行う次の指向信号灯による指示に注意し、これに従わせること。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>緑色の不動光</td> <td>→</td> <td>横断(又は進行)支障なし</td> </tr> <tr> <td>赤色の不動光</td> <td>→</td> <td>停止(又は待機)せよ</td> </tr> <tr> <td>赤色の閃光</td> <td>→</td> <td>滑走路又は誘導路の外へ出よ</td> </tr> <tr> <td>白色の閃光</td> <td>→</td> <td>空港の出発点に帰れ</td> </tr> <tr> <td>緑色と赤色の交互閃光</td> <td>→</td> <td>注意せよ</td> </tr> </table> <p>b (略)</p> <p>4. 車両使用の取扱い</p> <p>(1) 申請及び承認</p> <p>空港管理者は、<u>制限区域における車両使用の承認を受けようとする者から、車名及び型式(年式)、使用期間、使用区域、使用目的、その他必要となる事項を記載し、次の書類を添付した制限区域内車両使用承認申請書(様式4)を提出させ、審査の結果支障がない場合は、制限区域内車両使用承認証(以下「車両承認証」という。)(様式5)を交付すること。</u></p> <p>なお、<u>車両を使用する期間が24時間未満の場合には、車両承認証として標識旗(様式6)又は空港管理者が定めた様式の承認証を交付することができる。</u></p>	緑色の不動光	→	横断(又は進行)支障なし	赤色の不動光	→	停止(又は待機)せよ	赤色の閃光	→	滑走路又は誘導路の外へ出よ	白色の閃光	→	空港の出発点に帰れ	緑色と赤色の交互閃光	→	注意せよ
緑色の不動光	→	横断(又は進行)支障なし																													
赤色の不動光	→	停止(又は待機)せよ																													
赤色の閃光	→	滑走路又は誘導路の外へ出よ																													
白色の閃光	→	空港の出発点に帰れ																													
緑色と赤色の交互閃光	→	注意せよ																													
緑色の不動光	→	横断(又は進行)支障なし																													
赤色の不動光	→	停止(又は待機)せよ																													
赤色の閃光	→	滑走路又は誘導路の外へ出よ																													
白色の閃光	→	空港の出発点に帰れ																													
緑色と赤色の交互閃光	→	注意せよ																													

改 正	現 行
<p>a 登録車両（道路運送車両法に基づき、自動車登録ファイルに登録された車両又は軽自動車検査ファイル若しくは二輪自動車検査ファイルに記録された車両をいう。）にあつては、<u>次に掲げる書類</u></p> <p><u>(a)</u> 有効な自動車検査証の写し</p> <p><u>(b)</u> 車両の前面、後面及び両側側面の写真</p> <p><u>(c)</u> 青色閃光灯又は黄色閃光灯を車両に装備する場合は、当該灯火の概要資料及び装備時の写真</p> <p><u>(d)</u> 規則第9 2条第1 6号に規定する装置を車両に装備する場合は、当該装置の概要資料、装備時の写真及び無線局免許状の写し</p> <p>b 未登録自走車両（登録車両以外の車両のうち自走車両をいう。）にあつては、<u>次に掲げる書類</u></p> <p><u>(a)</u> 車両の構造及び装置が地方運輸局長の指定する指定自動車整備事業者による「道路運送車両の保安基準」（昭和2 6年運輸省令第6 7号）に準じた検査に合格したことを証明する書類</p> <p><u>(b)</u> 車両の前面、後面及び両側側面の写真</p> <p><u>(c)</u> 青色閃光灯又は黄色閃光灯を車両に装備する場合は、当該灯火の概要資料及び装備時の写真</p> <p><u>(d)</u> 規則第9 2条第1 6号に規定する装置を車両に装備する場合は、当該装置の概要資料、装備時の写真及び無線局免許状の写し</p> <p>c 未登録非自走車両（登録車両以外の車両のうち自走車両以外の車両をいう。）にあつては、<u>次に掲げる書類</u></p> <p><u>(a)</u> 車両の前面、後面及び両側側面の写真</p> <p><u>(b)</u> 青色閃光灯又は黄色閃光灯を車両に装備する場合は、当該灯火の概要資料及び装備時の写真</p> <p><u>(c)</u> 規則第9 2条第1 6号に規定する装置を車両に装備する場合は、当該装置の概要資料、装備時の写真及び無線局免許状の写し</p> <p>(2) 承認条件 申請内容が安全管理上支障なく、航空機の運航に必要な最小限のものにとどめ、航空機の運航の安全を阻害するおそれのないものであり、次の条件を満たしていること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 航空機走行区域等において使用する車両のうち、緊急車両及び保安用車両は青色閃光灯を、航空機誘導用車両及びその他の車両にあつては黄色閃光灯を<u>車両上部に</u>装備していること。 なお、<u>登録車両に</u>青色閃光灯又は黄色閃光灯を装備するに当たっては「道路運送車両の保安基準第5 5条の規定に基づく基準緩和自動車の認定について」（平成1 9年2月6日付、国空用第3 2 7号）に基づき、地方運輸局の認定を<u>受けている</u>こと。</p> <p><u>e</u> 「滑走路の安全確保に関する指針」において指定された空港にあつては、航空情報により閉鎖中であることが公示されている滑走路に進入する場合及び管制機関等と調整した上で空港管理者が定める場合を除き、滑走路に進入する車両に規則第9 2条第1 6号に規定する装置を車両上部に装備していること。</p> <p><u>f～h</u> (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>5. ～9. (略)</p> <p>10. 安全講習の実施</p> <p>(1) 空港管理者は、制限区域内に立ち入る承認を受けようとする者（2 4時間以上立ち入ろうとする者に限る。）に対して制限区域立入承認申請を行う前に、また、ランプパス所有者に対して原則として半年毎に、それぞれ次に掲げる内容を網羅した制限区域安全知識の付与及び維持向上を図るための講習（以下「安全講習」という。）を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。ただし、ランプパスの承認日から起算して1月を経過しない者に対する安全講習は、免除することができる。 なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の安全講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>安全情報</u>（他空港の事例を含む。）</p>	<p>a 登録車両（道路運送車両法に基づき、自動車登録ファイルに登録された車両又は軽自動車検査ファイル若しくは二輪自動車検査ファイルに記録された車両をいう。）にあつては、<u>有効な自動車検査証</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>b 未登録自走車両（登録車両以外の車両のうち自走車両をいう。）にあつては、<u>車両の構造及び装置が地方運輸局長の指定する指定自動車整備事業者による「道路運送車両の保安基準」（昭和2 6年運輸省令第6 7号）に準じた検査に合格したことを証明する書類及び形状が特殊な場合はその略図又は写真</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>c 未登録非自走車両（登録車両以外の車両のうち自走車両以外の車両をいう。）にあつては、<u>形状を示す略図又は写真</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 承認条件 申請内容が安全管理上支障なく、航空機の運航に必要な最小限のものにとどめ、航空機の運航の安全を阻害するおそれのないものであり、次の条件を満たしていること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 航空機走行区域等において使用する車両のうち、緊急車両及び保安用車両は青色閃光灯を、航空機誘導用車両及びその他の車両にあつては黄色閃光灯を<u>装備</u>していること。 なお、<u>青色閃光灯又は黄色閃光灯を</u>装備するに当たっては「道路運送車両の保安基準第5 5条の規定に基づく基準緩和自動車の認定について」（平成1 9年2月6日付、国空用第3 2 7号）に基づき、地方運輸局の認定を<u>受ける</u>こと。</p> <p>(新設)</p> <p><u>e～g</u> (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>5. ～9. (略)</p> <p>10. 安全講習の実施</p> <p>(1) 空港管理者は、制限区域内に立ち入る承認を受けようとする者（2 4時間以上立ち入ろうとする者に限る。）に対して制限区域立入承認申請を行う前に、また、ランプパス所有者に対して原則として半年毎に、それぞれ次に掲げる内容を網羅した制限区域安全知識の付与及び維持向上を図るための講習（以下「安全講習」という。）を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。ただし、ランプパスの承認日から起算して1月を経過しない者に対する安全講習は、免除することができる。 なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の安全講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>制限区域内の事故の事例や航空機走行区域等への無許可進入事例を含む安全情報</u>（他空港の事例を含む。）</p>

改 正	現 行
<p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>様式1～様式8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 制限区域車両運転の取扱い及び運転規則</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 車両運転規則</p> <p>空港管理者は、制限区域において車両を使用する者に次の事項を遵守させること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転できる車両の範囲</p> <p>制限区域内で運転できる車両の範囲は、次のとおりとし、これに従って運転すること。</p> <p>a <u>航空機の整備又はグラウンドハンドリング業務</u>に用いる車両（旅客の輸送に用いる車両を除く。） 次のいずれかであること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(3)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>航空機走行区域等への立入り</u></p> <p><u>a</u> 航空機走行区域等（閉鎖されている区域を除く。）へ立ち入る場合は、管制機関等の許可を受けて行い、同区域内では常時当該管制機関等と直接通信を維持しその指示に従い、閉鎖されている航空機走行区域等へ立ち入る場合には、空港管理者が定める方法に従うこと。なお、空港管理者は、航空機走行区域等への立入り方法、管制機関等との連絡方法や通信手段に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整し定めておくこと。</p> <p>また、滑走路への立入りについて、管制機関等からの許可を受けているにもかかわらず、航空機接近警告灯又は可変表示型誘導案内灯が点灯している場合には、滑走路への立入りを中止し、管制機関等に指示の内容を確認すること。また、管制機関等の許可を受けて滑走路へ立入り中に、航空機接近警告灯が点灯した場合には、速やかに滑走路から離脱した後、管制機関等に指示の内容を確認すること。</p> <p><u>b</u> 青色閃光灯又は黄色閃光灯を装備する車両にあつては、航空機走行区域等内では青色閃光灯又は黄色閃光灯を常時点灯又は点滅させること。なお、空港管理者は、当該灯火に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整し定めておくこと。</p> <p><u>c</u> 規則第92条第16号に規定する装置を装備する車両にあつては、航空機走行区域等内では当該装置を常時作動させること。ただし、管制機関等から当該装置の作動又は停止に係る指示を受けた場合はその指示に従うこと。なお、空港管理者は、当該装置に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整し定めておくこと。</p> <p>(20) 可視信号</p> <p><u>飛行場管制業務を行う機関が行う次の指向信号灯による指示に注意し、これを遵守すること。</u></p> <p>緑色の不動光 → 横断（又は進行）支障なし</p> <p>赤色の不動光 → 停止（又は待機）せよ</p> <p>赤色の閃光 → 滑走路又は誘導路の外へ出よ</p> <p>白色の閃光 → 空港の出発点に帰れ</p> <p>緑色と赤色の交互閃光 → 注意せよ</p>	<p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>様式1～様式8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 制限区域車両運転の取扱い及び運転規則</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 車両運転規則</p> <p>空港管理者は、制限区域において車両を使用する者に次の事項を遵守させること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転できる車両の範囲</p> <p>制限区域内で運転できる車両の範囲は、次のとおりとし、これに従って運転すること。</p> <p>a <u>航空機の整備又はグラウンドハンドリング</u>に用いる車両（旅客の輸送に用いる車両を除く。） <u>以下の</u>いずれかであること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(3)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>航空機走行区域等への立入り</u></p> <p><u>航空機走行区域等への立入りは、ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、管制機関等の許可を受けて行い、同区域内では常時当該管制機関等と直接通信を維持しその指示に従うこと。</u></p> <p><u>なお、管制機関等との連絡方法や通信手段に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整しておくこと。</u></p> <p><u>また、滑走路への立入りについて、管制機関等からの許可を受けているにもかかわらず、航空機接近警告灯又は可変表示型誘導案内灯が点灯している場合には、滑走路への立入りを中止し、管制機関等に指示の内容を確認すること。また、管制機関等の許可を受けて滑走路へ立入り中に、航空機接近警告灯が点灯した場合には、速やかに滑走路から離脱した後、管制機関等に指示の内容を確認すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(20) 可視信号</p> <p><u>飛行場管制所が行う次の指向信号灯による指示に注意し、これを遵守すること。</u></p> <p>緑色の不動光 → 横断（又は進行）支障なし</p> <p>赤色の不動光 → 停止（又は待機）せよ</p> <p>赤色の閃光 → 滑走路又は誘導路の外へ出よ</p> <p>白色の閃光 → 空港の出発点に帰れ</p> <p>緑色と赤色の交互閃光 → 注意せよ</p>

改 正	現 行
<p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>アルコール等</u> アルコール、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転しないこと。</p> <p>(23) (略)</p> <p>6. 運転者講習の実施</p> <p>(1) 空港管理者は、車両運転許可を受けている者に対して原則として半年毎に、次の内容を網羅した運転者講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。ただし、ビジターパスによる立入りに係る車両運転に対する車両運転許可の交付を受けた者又は制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転許可を受けた者に対する運転者講習を免除することとし、ランプパスによる立入りに係る車両運転若又は制限区域内に立ち入らずに行う車両の運転等に対する車両運転許可の許可日から起算して1月を経過しない者に対する運転者講習を免除することができる。</p> <p>なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の運転者講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>安全情報（他空港の事例を含む。）</u></p> <p>c (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>アルコール、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転しないこと。</u></p> <p>(23) (略)</p> <p>6. 運転者講習の実施</p> <p>(1) 空港管理者は、車両運転許可を受けている者に対して原則として半年毎に、次の内容を網羅した運転者講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。ただし、ビジターパスによる立入りに係る車両運転に対する車両運転許可の交付を受けた者又は制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転許可を受けた者に対する運転者講習を免除することとし、ランプパスによる立入りに係る車両運転若又は制限区域内に立ち入らずに行う車両の運転等に対する車両運転許可の許可日から起算して1月を経過しない者に対する運転者講習を免除することができる。</p> <p>なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の運転者講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>制限区域内の事故の事例や航空機走行区域等への無許可進入事例を含む安全情報（他空港の事例を含む。）の紹介</u></p> <p>c (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>様式 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 工事等作業のための制限区域立入等の取扱い</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 航空情報の発行手続き 工事等の実施に伴いやむを得ず運航制限が必要となる場合には、<u>航空情報の発行手続きをとること。</u></p> <p>3. 工事等関係者の制限区域内立入りに必要な手続き等</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 承認（許可）に当たっての留意事項 工事等関係者の立入承認、車両使用の承認又は運転許可に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>a～f (略)</p> <p>g <u>航空機走行区域等（閉鎖されている区域を除く。）へ立ち入る場合には、管制機関等の許可を受けて行わせ、同区域内では常時管制機関等と直接通信を維持しその指示に従わせ、閉鎖されている航空機走行区域等へ立ち入る場合には、空港管理者の指示に従わせること。</u></p> <p>なお、空港管理者は、管制機関等及び工事等関係者と調整の上、常時管制機関等と直接通信を維持するための手段を確保するとともに、<u>航空機走行区域等への立入り方法、管制機関等との連絡方法や通信手段に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整し定めておくこと。</u></p> <p>h～j (略)</p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 工事等作業のための制限区域立入等の取扱い</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 航空情報の発行手続き 工事等の実施に伴いやむを得ず運航制限が必要となる場合には、<u>航空路誌補足版又はノータムの発行の手続きをとる。</u></p> <p>3. 工事等関係者の制限区域内立入りに必要な手続き等</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 承認（許可）に当たっての留意事項 工事等関係者の立入承認、車両使用の承認又は運転許可に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>a～f (略)</p> <p>g <u>航空機走行区域等への立入りは、ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、管制機関等の許可を受けて行わせ、同区域内では常時管制機関等と直接通信を維持しその指示に従わせること。</u></p> <p>なお、空港管理者は、管制機関等及び工事等関係者と調整の上、常時管制機関等と直接通信を維持するための手段を確保するとともに、<u>管制機関等との連絡方法や通信手段に不具合が生じた場合の対応について、あらかじめ関係者と調整しておくこと。</u></p> <p>h～j (略)</p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 制限区域等の安全点検と運航制限</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 異常があった場合の措置 点検の結果異常があった場合は、迅速に管制機関等に報告すること。また、次に掲げる必要な措置を講じること。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 制限区域等の安全点検と運航制限</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 異常があった場合の措置 点検の結果異常があった場合は、迅速に管制機関等に報告すること。また、次に掲げる必要な措置を講じること。</p>

改正	現行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 舗装面の剥離等があり、航空機の運航に支障があると認められる場合は、<u>滑走路等を閉鎖し、航空情報の発行手続きをとるとともに管制機関等及び運航者等に通知すること。</u>                      なお、滑走路等の修繕の実施にあたり、滑走路短縮運用を含め空港の運用制限を行う場合は、当局関係部署と調整すること。                      滑走路異常事態発生時における滑走路運用のフローチャートを別添に示すので、参考とされたい。</p> <p>6. 滑走路面状態評価等（ヘリポートを除く。）                      空港管理者は、<u>航空機移動区域（閉鎖されている区域を除く。）</u>に積雪又は凍結がある場合は、<u>様式2に定める滑走路面状態評価等調書（以下「調書」という。）</u>を用いて、次に掲げる項目について、点検の一環として滑走路面状態評価等を実施すること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式1・様式2 (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 舗装面の剥離等があり、航空機の運航に支障があると認められる場合は、滑走路等を閉鎖し、<u>ノータム</u>の発行手続きをとるとともに管制機関等及び運航者等に通知すること。                      なお、滑走路等の修繕の実施にあたり、滑走路短縮運用を含め空港の運用制限を行う場合は、当局関係部署と調整すること。                      滑走路異常事態発生時における滑走路運用のフローチャートを別添に示すので、参考とされたい。</p> <p>6. 滑走路面状態評価等（ヘリポートを除く。）                      空港管理者は、<u>航空機移動区域</u>に積雪又は凍結がある場合は、<u>ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、様式2に定める滑走路面状態評価等調書（以下「調書」という。）</u>を用いて、次に掲げる項目について、点検の一環として滑走路面状態評価等を実施すること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式1・様式2 (略)</p> <p>別添 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 エプロンの運用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. エプロンの管理</p> <p>(1) スポット管理の方法</p> <p>a (略)</p> <p>(a) 標準的なスポット占有時間                      標準的なスポット占有時間とは、航空機がスポットインから、スポットアウトまでに要する航空機型式毎の標準的な時間であって、空港管理者が<u>グラウンドハンドリング業務</u>に必要な時間を考慮して設定する時間をいう。スポット使用を認めるにあたっては、その時間が標準的なスポット占有時間より短ければ、地上作業に使用可能な時間が短くなり不安全な要因となる一方、必要以上に長ければ、他の航空機による当該スポットの使用を妨げる可能性があり、スポット運用が非効率になることに留意すること。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b～g (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ランプコントロール業務                      空港管理者が、無線電話によるランプコントロール業務を実施する場合は、航空機走行区域とエプロンとの間の航空機の秩序ある流れを確保するために、あらかじめ<u>飛行場管制業務を行う機関</u>と所要の調整を実施しておくこと。</p> <p>3. (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 エプロンの運用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. エプロンの管理</p> <p>(1) スポット管理の方法</p> <p>a (略)</p> <p>(a) 標準的なスポット占有時間                      標準的なスポット占有時間とは、航空機がスポットインから、スポットアウトまでに要する航空機型式毎の標準的な時間であって、空港管理者が<u>グラウンドハンドリング</u>に必要な時間を考慮して設定する時間をいう。スポット使用を認めるにあたっては、その時間が標準的なスポット占有時間より短ければ、地上作業に使用可能な時間が短くなり不安全な要因となる一方、必要以上に長ければ、他の航空機による当該スポットの使用を妨げる可能性があり、スポット運用が非効率になることに留意すること。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b～g (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ランプコントロール業務                      空港管理者が、無線電話によるランプコントロール業務を実施する場合は、航空機走行区域とエプロンとの間の航空機の秩序ある流れを確保するために、あらかじめ<u>飛行場管制所</u>と所要の調整を実施しておくこと。</p> <p>3. (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第8章 <u>制限区域内の安全管理</u></p> <p>1. 目的                      本章は、<u>制限区域内における安全管理</u>に関する方法を定め、<u>制限区域内における人、車両、航空機の安全を確保すること</u>を目的とする。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>4. 制限区域内で発生した事故の対応                      制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷又は航空機、空港施設、車両若しくはその他の物件の損傷に係る事故が発生した場合、空港管理者は<u>次の対応</u>をとること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5. 事業者等に対する指導等                      空港管理者は、事業者等に対し、制限区域内で発生するおそれのある事故を未然に防止させるため、次の措置をとること。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 <u>エプロン等の安全管理</u></p> <p>1. 目的                      本章は、<u>エプロン等の制限区域内における安全管理</u>に関する方法を定め、<u>エプロン等における人、車両、航空機の安全を確保すること</u>を目的とする。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>4. 制限区域内で発生した事故の対応                      制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷又は航空機、空港施設、車両若しくはその他の物件の損傷に係る事故が発生した場合、空港管理者は<u>以下の対応</u>をとること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>(1) 安全情報等の共有 航空局から別に通知する安全情報について、事業者等に対し、その原因や再発防止策等を共有すること。</p> <p>(2) 制限区域内で発生するおそれのある事故の未然防止 事業者等に対し、上記(1)及び「空港における安全管理システムの整備基準」(平成17年9月9日付 国空管第85号、国空用第125号)4.2(4)に定める措置等を通じ、制限区域内で発生するおそれのある事故を未然に防止させ、制限区域内の安全性向上に努めるよう指導すること。</p> <p>(3) 航空局への協力 a 航空局が行うグランドハンドリング事業者に対する直接調査等に関し、当該事業者との調整、関係資料の収集並びに航空局が実施する調査及び是正措置等に協力すること。 b 航空局が行うグランドハンドリング事業者の安全管理に関する取り組みや未然防止策の評価等に関する意見交換について、空港管理者はこれに協力すること。</p> <p style="text-align: center;">第9章 野生動物と航空機の衝突の防止 (略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 航行不能航空機の撤去</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 撤去作業の実施に際してとるべき措置 撤去作業の実施に際して空港管理者及び撤去作業調整者並びに運航者等はそれぞれ、<u>次の措置をとること</u>。なお、撤去活動の流れの一例を別添1に示すので参考とされたい。</p> <p>(1) 空港管理者 a～c (略) d 必要に応じて、運航制限等に関し<u>航空情報</u>の発行手続きを行うこと。 e～j (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7. ～10. (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 低視程時における空港の運用 (略)</p> <p style="text-align: center;">第12章 空港内におけるヘリパッドの運用</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 航空情報等による公示及び情報の周知 空港管理者は、ヘリパッドを指定する場合には、航空情報センターと調整し、ヘリコプターの最大の型式を含む必要な情報について、航空情報の発行手続きをとること。また、航空情報に掲載されていない運用上必要となる詳細情報等については、適切な方法により運航者へ提供すること。 なお、ヘリパッドの運用を一時的に変更又は停止等を行う場合には、<u>航空情報</u>により周知を行うとともに、適切な方法により運航者へ<u>ヘリパッドの運用に関する情報</u>を提供すること。</p> <p>5. (略)</p> <p>附則(令和元年10月2日 国空安企第185号)～附則(令和7年9月30日 国官参航安第605号) (略)</p> <p><u>附則(令和7年11月27日 国官参航安第779号)</u> この改正規定は、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2章(10.を除く)、第3章(5.(2)a及び6.を除く)、第4章、第6章、第10章及び第12章の改正規定は、令和8年3月31日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 野生動物と航空機の衝突の防止 (略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 航行不能航空機の撤去</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 撤去作業の実施に際してとるべき措置 撤去作業の実施に際して空港管理者及び撤去作業調整者並びに運航者等はそれぞれ、<u>以下の措置をとること</u>。なお、撤去活動の流れの一例を別添1に示すので参考とされたい。</p> <p>(1) 空港管理者 a～c (略) d 必要に応じて、運航制限等に関し<u>ノータム</u>の発行手続きを行うこと。 e～j (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7. ～10. (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 低視程時における空港の運用 (略)</p> <p style="text-align: center;">第12章 空港内におけるヘリパッドの運用</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 航空情報等による公示及び情報の周知 空港管理者は、ヘリパッドを指定する場合には、航空情報センターと調整し、ヘリコプターの最大の型式を含む必要な情報について、航空情報の発行手続きをとること。また、航空情報に掲載されていない運用上必要となる詳細情報等については、適切な方法により運航者へ提供すること。 なお、ヘリパッドの運用を一時的に変更又は停止等を行う場合には、<u>ノータム等</u>により周知を行うとともに、適切な方法により運航者へ<u>当該情報</u>を提供すること。</p> <p>5. (略)</p> <p>附則(令和元年10月2日 国空安企第185号)～附則(令和7年9月30日 国官参航安第605号) (略)</p> <p>(新設)</p>